

三芳町協働のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町協働のまちづくり条例（平成20年三芳町条例第1号。以下「条例」といいます。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めます。

(法人その他の団体)

第2条 条例第2条第1号イの法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げるものとしめます。

- (1) 行政連絡区、自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、幼稚園等の教育研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) その他政治、宗教又は営利を目的とせず、自発的かつ自立的に公益活動を行う集団
(地域コミュニティ)

第3条 条例第5条の地域コミュニティは、行政連絡区（三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則（昭和51年三芳町規則第8号）に規定するものをいいます。）、自治会その他の近隣社会とします。

(住民参加の方法等を規定した制度)

第4条 条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げる住民参加のしくみとします。

- (1) 住民と町がまちづくりの情報を共有し、又は住民から広く意見を聴く住民参加のしくみで、次に掲げるもの
 - ア まちづくり懇話会 町の重要な計画、施策・事業その他町政全般について住民と町長が意見交換を行う制度
 - イ 情報公開制度 三芳町情報公開条例(平成17年三芳町条例第26号)に基づき、町の保有する情報を住民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度

ウ 出前講座等まちづくり学習制度 住民の要請により、町職員を住民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援する制度

エ 審議会等会議の公開制度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を住民に公開する制度

オ 地域懇談会 町が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、住民に内容の説明や情報提供を行い、住民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度

カ 町長への手紙 住民の視点からまちづくりの課題を直接町長に提案する制度

(2) 町が政策又は施策を形成する過程に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるものの

ア 政策研究所 公募の住民と職員が学識経験者の助言を受けながら町の重要課題について調査研究し、政策形成、提言していく住民参加のしくみ

イ 意見交換型世論調査 無作為抽出で選定された住民が一定の施策情報や論点に対して、アンケートと意見交換を組合せ世論を形成していく住民参加の手法

ウ パブリック・コメント手続制度 三芳町パブリック・コメント手続条例（平成19年三芳町条例第5号）に基づき、町が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、住民の意見を広く募集し、これらに反映する制度

エ 審議会等委員公募制度 町が第1号エに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く住民から募集する制度

オ 住民提案型事業委託制度 町がまちづくりのモデルとなる事業等について、住民から広く提案を募集し、これらの提案のなかから補助、委託等により事業を実施し、住民の地域コミュニティや自主的なまちづくり活動を支援する制度

カ ワークショップ手法等による施策立案会議制度 町が主要な施策・事業を策定する際に、住民を公募し、ワークショップ（住民と町が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法をいいます。）等を駆使して当該施策・事業を立案す

る制度

(3) 町が実施する事業に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 町の事業に住民の視点を導入することを目的として、住民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度 町が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している住民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度 住民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

エ 公募型補助金制度 住民の公益活動等を支援してまちづくりに寄与するため、従来の補助金交付を見直して、広く公募を行い、第三者の視点を導入して透明性のある決定手続きを行うしくみ

(4) 町が施策・事業を評価する段階に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 住民モニター制度 町が実施している、又は実施した施策・事業に対して、住民が感想、アイデア等を寄せる制度

イ 住民意識調査 町が主要な施策・事業を策定するに際し、調査項目を設定し広く住民から意見を収集し、住民の意識の傾向を把握・分析して当該施策・事業に反映する制度

ウ 行政評価制度 町が実施する、又は実施した施策・事業に対して、住民が評価及びその方向性に関与する制度

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための住民参加のしくみで、町長が必要と認めたもの

2 町長は、町が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる住民参加のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施します。

3 第1項各号に掲げる制度の運用等に関し必要な事項は、他の条例、規則その他の規程に別段の定めがある場合を除き、町長が計画的に定めます。

(必要な組織又は機関の設置)

第5条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に規定するものとしす。

- (1) 協働のまちづくりネットワーク 住民を中心として構成する協働推進組織で、主としてテーマ型まちづくりへの住民参加について情報交流及び支援を行うとともに、町と連携して効果的な協働手法や協働事業について検討し、また、自ら実践することを目的として設置されるもの
- (2) 区長会 三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則第7条に基づく組織で、エリア型まちづくり活動を行うことを目的として設置されるもの
- (3) 協働推進本部 町職員により構成する協働推進組織で、前各号の組織を支援するとともに、条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの
- (4) その他町長が必要と認める組織又は機関

2 前項に規定する組織又は機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定めす。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めす。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行す。

この規則は、平成25年4月1日から施行す。